「同規則改訂版」を「同規則改訂版補足改訂版」に改め、同別添４・１９・２・ホ「協定規則第70号改訂版補足第７改訂版6. 及び7. の規定」を「協定規則第70号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則6. 及び7. に限る。）に定める基準」に改め、同別添４・２２・６・２・ホ「後方」を「側方」に改め、同別添４・２３・２・ホ「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版の技術的な要件」を「協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第３改訂版の規則5. 、6. 及び7. に限る。）」に改め、同別添４・２３・６・１・２・１・ホ「同規則改訂版補足第２改訂版」を「同規則改訂版補足第３改訂版」に改め、同別添４・２３・６・３・ｆ　４・２３・７・４・３・(b)　４・２３・８・２・及び４・２３・９・１・ホ「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第３改訂版」に改め、同別添４・２３・９・５・ホ「同規則改訂版補足第２改訂版」を「同規則改訂版補足第３改訂版」に改め、同別添４・２５・３・ホ「なお、3. 10. の規定は、当該灯火が使用されるすべての固定されている位置において満たすものとする。」を削り、同別添４・２５・３・ヲを同別添４・２５・５・２・とし、同別添４・２５・２・ヲを同別添４・２５・３・とし、同別添４・２５・３・の次に次を加える。

4. 25. 4.　視認性

車室外乗降支援灯は、自動車の後端及び前端からそれぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上１mから３mまでである範囲内のすべての位置において、取り付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取り付けなければならない。（別紙11参照）

4. 25. 5.　電気結線

4. 25. 5. 1.　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯及び後部上側端灯は、車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、3. 11及び3. 12の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいものとする。

別添五十一４・２５・１・の次に次を加える。

4. 25. 2.　数

車室外乗降支援灯の数は、２個でなければならない。また、車室外乗降支援灯をステップ及びドア・ハンドル以外の位置に取り付ける自動車にあっては、さらに追加の車室外乗降支援灯をステップ及びドア・ハンドルごとに１個ずつ備えることができる。

別添五十一４・２６・７・の次に次を加える。

4. 27.　低速走行時側方照射灯

4. 27. 1.　備付け

自動車（三輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。

4. 27. 2.　取り付ける灯火等の性能

低速走行時側方照射灯は、協定規則第23号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則5. 、6. 2. 、7. 及び8. に限る。）に定める基準に適合するもの又は法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第58条の２ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4. 27. 3.　数

低速走行時側方照射灯の数は、１個又は２個であること。

4. 27. 4.　取付位置

低速走行時側方照射灯は、車両中心面の両側に１個ずつ取り付けられていること。

4. 27. 5.　視認性

低速走行時側方照射灯は、自動車の後端及び前端からそれぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上１mから３mまでである範囲内のすべての位置において、取り付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取り付けなければならない。（別紙11参照）

4. 27. 6.　方向

低速走行時側方照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取り付けなければならない。

4. 27. 7.　電気結線

4. 27. 7. 1.　低速走行時側方照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

4. 27. 7. 2.　次の(a)から(c)までの要件を一つ以上満たす場合に限り、自動的に点灯するものとする。

(a)　変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等における原動機自動停止に続き、原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が10km／ｈ以下の場合

(b)　変速装置を後退の位置に操作している場合

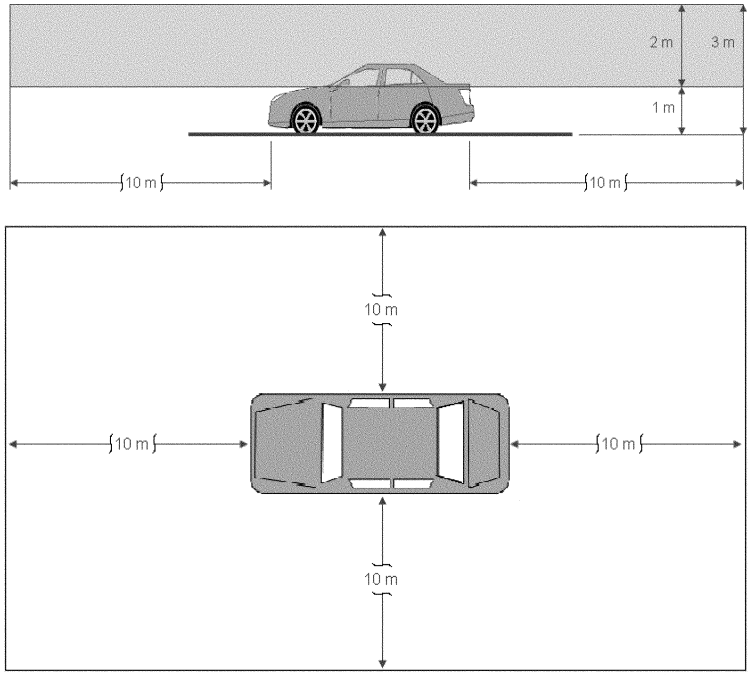
(c)　自動車の周辺状況について必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が10km／ｈ以下の場合

4. 27. 7. 3.　低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が10km／ｈを超えた場合には、消灯する構造であること。

別添五十一別紙十の次に次を加える。

別紙11　低速走行時側方照射灯及び車室外乗降支援灯の視認性

図　車室外乗降支援灯及び低速走行時側方照射灯の視認性



別添六十別紙四２・ホ「協定規則第48号第５改訂版2. 30. 」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則2. 30. に限る。）」に改める。

別添六十一５・２・ホ「協定規則第48号第５改訂版2. 29. 」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則2. 29. に限る。）」に改める。

別添六十一別紙四２・ｆ別添六十八別紙四２・ｆ別添七十七４・２・１・２・及び同別添別紙一二・１・１・ホ「協定規則第48号第５改訂版2. 30. 」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則2. 30. に限る。）」に改める。

別添九十四２・１・１・ホ「前部霧灯」を「前部霧灯、低速走行時側方照射灯」に改め、同別添２・３・１・ホ「車幅灯、前部上側端灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯」を「低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯」に改める。

別添百十五別紙四２・ホ「協定規則第48号第５改訂版2. 30. 」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則2. 30. に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十一月十八日から施行する。